

## 曾於市建設工事等情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システム（以下、「システム」という。）の積極的な活用を推進するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 曾於市電子納品運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に規定する電子納品を適用するすべての建設工事で契約金額が1千万円以上のものをシステム活用の対象工事とする。

- 2 対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合、受発注者協議のうえ対象外とすることができる。
- 3 対象外の建設工事及びガイドラインに規定する電子納品を適用する事業の業務委託で、受注者が希望する場合は、受発注者協議のうえシステム活用の対象とすることができる。

(システム)

第3条 システムは、ガイドラインに規定されたもので、ASP方式とする。

- 2 利用するシステムのプロバイダは、受発注者協議のうえ決定することとする。なお発注者は、同一工区内で複数工事間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないものとする。

(システムにかかる費用)

第4条 第2条第1項に規定する対象工事のシステムにかかる費用は、共通仮設費の率に含むものとする。

- 2 第2条第3項の規定による場合のシステムにかかる費用は、受注者の負担とする。

(システム利用者等)

第5条 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、課長補佐、課長等を含めるものとする。

- 2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。
- 3 第2条第3項の規定による業務委託の場合において、第1項中「監督員、総括監督員」とあるのは「調査職員又は監督職員」と、第2項中「現場代理人」とあるのは「管理技術者」と、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「照査技術者」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この要領及びガイドラインに定めのない事項については、受発注者協議のうえ決定するものとする。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。